

平成21年度環境技術実証事業検討会 会議録

1. 日 時 平成22年3月25日(木) 14:00～16:00

2. 場 所 三田共用会議所第3特別会議室

3. 議 題

- (1) 各実証技術分野の進捗状況及び来年度の方針について
- (2) 環境技術実証事業実施要領の改訂について
- (3) 環境技術実証事業 今後の方針について

4. 配付資料

- 資料1 各実証技術分野における進捗状況及び来年度の方針について
- 資料2 - 1 環境技術実証事業実施要領 改訂のポイント
- 資料2 - 2 環境技術実証事業実施要領 新旧対照表
- 資料3 環境技術実証事業 今後の方針について

5. 参考資料

- 1 ETVロゴマーク改訂についての検討
- 2 書類審査(既存データを利用した実証)実施について
- 3 国際連携に向けたIWGの動き

6. 出席者

委 員：安井 至座長、有蘭幸司委員、石田耕三委員、市川晴久委員
岡田光正委員、近藤靖史委員、齊藤 眞委員、坂本和彦委員
佐藤健二委員、塚原正徳委員、長澤金一委員、森 武昭委員

環境省：秦 環境研究技術室長
東 環境研究技術室係長
坂井 環境研究技術室主査
岩田 環境管理技術室長
高橋 環境管理技術室長補佐
重松 環境管理技術室係員
西村 自然環境整備担当参事官室参事官補佐

田畑 自然環境整備担当参事官室係長
星野 水環境課課長補佐

7. 議 事

秦環境研究技術室長による挨拶の後、安井座長により議事に沿って進行。

(1) 各実証技術分野の進捗状況及び来年度の方針について

各実証技術分野の進捗状況及び来年度の方針について(資料1)により事務局から説明後、以下議論があった。

【岡田委員】 既存データの利用は推進すべき。小規模事業場向け有機性排水処理技術分野の実証試験結果は、BOD、SS等、ユーザーに分かりにくい。ユーザーが取得したデータによる実証を認めることによりユーザーと環境技術開発者の連携が進み、環境技術の普及にも資する。

【近藤委員】 ヒートアイランド対策(建築物外皮)は、昨年来、高反射率塗料あるいは遮熱塗料の件数が非常に多い。ペンキ、ペイントにはVOCなどによる健康影響関連ではマイナスイメージがあるが、ヒートアイランド対策としてはプラスイメージがある。この分野は、アメリカ、ヨーロッパでも普及が進んでおり、アメリカでは、家・建物の屋根の高反射率化のベネフィットをプライベートとパブリックの両面から評価できるシステムをEnergy Starのホームページで公開している。日本においてもこのようなシステムを作れば、一般社会への適正な普及が進むのではないかと考えられる。

【安井座長】 毎年ながら、元気な分野は元気だが、休止に追い込まれる分野もある。今後の手数料体制の在り方は非常に重要。

(2) 環境技術実証事業実施要領の改訂について

環境技術実証事業実施要領の改訂について(資料2-1)(資料2-2)により事務局から説明後、以下議論があった。

【岡田委員】 実証試験の一部省略については、妥当であれば全部省略してもよいのか。開発者が取得したデータの扱い、現場を確認する場合等の考え方も併せて整理すべき。また、全部省略が可能である場合、それが分かるような書きぶりが好ましい。

【東環境研究技術室係長】 全部省略も状況によってはあり得るが、事前の規定及び事後の保証制度の整理等の検討が必要。

【坂本委員】 外国で認証を受けたものも実証試験の一部省略が可能と考えてよいか。一番最初にカナダでそのような検討が進んでおり、当初から認める方向で議論されていた。

【東環境研究技術室係長】 そのとおり。

【坂本委員】 外国で認証を受けたものの活用は、事例として明確に記載すべき。また、これを積極的に行うことにより、日本で認証したものを他国の類似事業へ活用する等により、今度は逆に、いわば日本の技術が外へ出ていくような仕組みをつくるきっかけにもなる。

【石田委員】 品質面を担保するには、認証後も、定期的な審査、有効期間を設ける等の制度も今後検討すべき。

【安井座長】 契約適正の観点からの修正で、公益社団(又は財団)法人等であることを公募段階での要件から外すのは了解するが、一般的には、認証制度におけるISO17025の規定等を参考に、事業者、認証機関、認定機関の3段階とし、認定機関を国や環境省が担うような制度を今後検討すべき。

【近藤委員】 高反射率塗料では製品JISの制定が予定されている。製品JIS制定後は、高反射率塗料についてはJISマークとETVマークの両者が存在することとなる。認証に近いJISマークの方が取得するのが厳しく、実証のETVマークの方は甘いことにならないか。JISマークが取れない製品はETVマークばかりを表に出すことが予想できるが、消費者、ユーザーにその意味の違いが理解されない恐れがあるので注意が必要である。

【安井座長】 一般社会では実証と認証の区別がつかないからそういう問題が起こり得るが、JISよりもクオリティーが低いものにETVがつくというのは致し方ないのでは。JIS、ETVの基準の比較は今後必要になるかも知れない。

【安井座長】 ETV事業の根幹に関わる議論もあった。頂いたご意見を再度検討し、改定の作業を進めて頂きたい。

(3) 環境技術実証事業 今後の方針について

環境技術実証事業 今後の方針について(資料3)(参考資料3)により事務局から説明後、以下議論を行った。

【有菌委員】「化学物質に関する簡易モニタリング技術分野」「VOC簡易測定技術分野」等、実証済み技術を国内市場よりも国外、特にアジアで活用する事例が今後増えるのではないか。その方が、実証結果が有効に利用でき、国内でもそれが再認識され使われるようになる。

【安井座長】 共同実証の枠組みは、新成長戦略に盛り込む等、引き続き議論すべき。

実証ができるか分からないが、温室効果ガスの「見える化」の検討会で、オフィスのBEMSにおけるCO₂削減システムや、PCの省エネソフトウェア等の実例が挙がっており、それらの実証を展開するのモ一案。

また、家庭への波及効果を想定した実証という事例もあったし、軽トラや運送用バン運転時のCO₂排出削減システムのように、色々なものを組み合わせて技術を売り込むのが盛ん。今後、実証のニーズが生じるかも知れない。

【市川委員】 個別のサーバーの省電力化に関しては、データセンターのPUC指標には任意性があるため各国の単純比較は難しく、指標の見直しが課題である。また、効果の測定が難しいため、時期尚早と判断されているところ。一方、個別のサーバーの省電力化でSPECpower等のツールを使うとコストがかかりすぎるため、簡易な手法が必要。手法・指標の両者が開拓されないと普及は進みにくい。

【岡田委員】 新規分野がなくE TV事業が困難なのであれば、例えば、アメリカ、EU等のE TV事業も同じように困難な傾向があるのでは。もし傾向が見られない場合、アメリカ、EU等で理由の解析を進めるべき。

国内の環境問題は、環境省の各部局が把握している。環境問題の解決には、法的制度とともに技術が必要となる。自然保護や水分野等、法律制定の検討において、技術が不十分なため頓挫した事例は数多くあったはずだが、新規事業のタマ出しでそのような例が出て来ないのは不思議。規制・基準がないため需要がない分野は多く見られるが、湖沼水質分野では、公共用水域の環境基準はあるものの、規制・基準がない非公共の水域の方が実証の需要が多い。行政が積極的な姿勢を出し、環境保全・E TV両方が進まない悪循環に陥らないように注意。

【安井座長】 E TV事業はニッチ産業を対象としてきたが、25%CO₂削減となると、ニッチなCO₂削減技術まで普及が必要な社会的情勢となり、今後、E TV事業は大きく低炭素化技術に偏るかも知れない。

【佐藤委員】 E TV事業が環境空間を良くするのが本来目的であるのに対し、企業側の観点は、商売になるかである。実施要領に書いている事業の目的は「第三者が客観的に実

証することによって、この普及が進んでいないのを後押し」とあり、実証の場を持っていない中小企業向けの対策と解している。自社製品に係る客観的データの第三者評価により実用性が評価されれば、それが商売につながるため、中小企業の環境技術を商売になるのを手助けするという観点がある。

また、環境分野は工業系との連携が多いが、農業、水産業、畜産業等の分野で環境技術を生かすことを考えれば、新規分野の開拓に資する。

【安井座長】 地中熱利用は北国で普及している技術であり、そもそもヒートアイランド対策よりも低炭素化技術に類するもの。環境次第で実装が難しい技術だが、このような個別要素技術の組み合わせは、環境省が得意とする領域ではないか。

太陽熱利用は製品によって性能が異なるため、消費者が安心して買うために実証を行えば、普及が進むのではないか。

また、ミニ水力発電は、オフライン利用を考えた場合、環境と設置場所の問題なので、機器の性能を実証が必要になってくる分野かも知れない。

【石田委員】 ニッチな分野で、きちんとある程度のまとまりとしての経済効果を生むのは、E T V事業を続けていく上で重要。今までに実証された製品、技術等で、ビジネスに繋がったかどうか等の情報を公開することにより非常にモチベーションが上がる。また、行政が補助金等を出している分野に注力する等、インセンティブとしての経済効果があれば、事業に繋がりやすい。

【安井座長】 ヒートアイランドの建築物外皮は活気がある分野。また、国立公園内のトイレ等、公共性が高いものは継続すべき。

【森委員】 山小屋のトイレは避難小屋の役割を持ち、管理人不在であってもツアー会社はリスト化している。トイレ分野は継続して取り組む必要がある。

山岳地域では、焼却炉や、トイレの延長線としての生ごみ処理等の必要な技術もあるが、平地の基準と同様の法令等を適用することが困難な場合がある。技術の進歩のため、そのような実態に目を向けることも必要。

【安井座長】 そういう考え方も場合によってはあるかも知れない。例えば、焼却炉は住民へのリスク面で基準等が決められているが、住民がいない地域は、生態系リスク等の別の指標で評価する等。

【佐藤委員】 例えば、世界遺産の熊野古道は、電気、上下水道が整備されていないため、糞尿を汲み取る方法しかなかった。その上、汲み取りを依頼していた地元の方の高齢化により観光客の増加に対応できず、糞尿があふれ汚くなっていた。電気があれば糞尿の処理も可能だが、雨が多い地域のため太陽光発電だけでは電気が不足するし、風力発電は景観上の問題があった。このため、恐らく世界で初めてと思うが、燃料電池と太陽光発電のハイブリッドの山岳トイレを導入した。世界各国において類似の特徴を持つ地域があれば、このような技術とアイデアもE T V事業で活かして普及に繋がるのではないか。

【坂本委員】 E T V事業の広報効果、知名度向上の観点では、来年度以降、これまでの実証技術のうちアジア圏に需要のありそうなものについて英文化を進めるべき。

【安井座長】 本日のご意見を含めまして、環境省において引き続き、さまざまな改善策あるいは23年度予算要求に向けて検討されたい。

【秦環境研究技術室長】 本日いただいた意見を踏まえつつ、今後、本事業の進め方、23年度の予算要求等につき、事務局にて検討してまいりたい。

なお、山岳トイレ分野の森座長は今年度で退任となる。ご尽力に感謝申し上げます。

(了)